繪本忠臣藏

一

中村進午文庫
文庫5
702
1

HK 文 中村紀念文庫
9690
小番 1
HCS IV 513 1

繪本忠臣藏

森末本藏拔

昭和三十二年十一月二十七日
法学部研究室より移管
昭和十五年
十三本大

むかし南天の緣讀ハ天乃
あぐ紙むくろん とく牙子
宮ゐ をめうてうねひ
今れど毛船ひ ひとの ま
あ小られ ち ま大イ

文庫5
702
1

この郡司の雅のゆゑ思ふつゝ人
てゝ[illegible]ある事[illegible]
ゝ世ぼるて世の人ゝ[illegible]めでゝ
ぐべきぞむべゝ[illegible]ぶこゝびつぶぶ
ゝ[illegible]てやゝ[illegible]あ

ゝ[illegible]の世ゝ[illegible]
ゝれゝその世ゝ[illegible]
のゝゝん八幡ゝ[illegible]
なゝれ

寛政庚申春

廣福王府

石野忠寿

凡例

一 婦人の貞操は忠孝の純粋なると詳ふ若し義孝の好模範と成て
人々の教諭となるべき事と申もなく況んや婦人の道と教る一助と成べき事と要しん
足安べき事と敢て忠孝の道は貞操婦人の精忠天下に稱せらるべき
嘗伊大い感歎大星と称せし程の義の準繩武士の明鏡なるも亦一代書中世民の教へとなるべき事
わり婦井志間打村が忠勇太田が切腹は老人の鏡なり大星力弥が
父と謀り園部が父の志と續ぐは老子なる者の鏡孝のみならず
而して敵の二名を仕ずして再び忠義の列に加ふるは限士の鏡と
なし一芳田作右衛門が大井川を越て敵と戦れしは忍と守る教へ
女の鏡と成べきは竹森泉が冊の自害はなみと教へて孝を立しむる
孫山師直が妻宮女のまと法めて園が妻女は君のわれ操と称して
夫の志と續ぐは貞の教へなり次に鴻泉の遊波相木遊佐和歌川

等大きまなる忠臣を中よ色をかして実あるを見聞せし作に成
感ぜんが為べうんば為人の教へ[illegible]天門屋が作源なり又様々
しかるべきに大ごと絵図にあらはし[illegible]
絵ごとを素人者しめれば見聞職人の情ごとに成べし[illegible]
情く逆臣れ人と成ろ為とこれ[illegible]大平九年文[illegible]
名が後に人くる者の楽しみなり[illegible]
事に代を中ばに後編と思ふ[illegible]
義忠義と別つく勧善懲悪の作りとも[illegible]

繪本忠臣蔵巻一

目録

第一之巻

殺端　奉幣使惡漢　塩谷又市所勿論家老屋敷

高貞師直争一軸　真偽

塩谷判官家食庭司

桃井若狭介怒師直

加古川本蔵智伏師直

高貞師直を[illegible]

桃井塩谷為[illegible]

斤山陳主君

早稲田大学
図書館蔵書

建長寺後師亟匂高貞
極谷判官食應司を奉仰宿寺図
同建長寺の宿坊と一夜よ後理図

第二之巻

於露国師亟匂高貞
足利家奉幣使を食應を使申楽図
師亟再匂高貞　師亟高貞与恥辱図
高貞怒刺師亟
依國年徒侯信忠足利家下馬芝不化張図
極谷判官切腹　行山高房情義図
武森冊自害
扇谷引揖
師亟妻宮諫夫
蜂國并井中怪示山

第三之巻

早打石巻国　浅士依早打張本城
再度汁音到石巻国
行山碩合小寺聚寺図
石城物度評義
赤尾大評定
不義士崩席退之図
寺図平高加別
小寺流忠義
天川屋義之房琉伯州

吉田作兵衛 大井川通弁

第四之巻

大星武士

大星仁左衛門

岡志摩 富士野

大星文吉 家来

岡志摩八郎兵衛傳

松村文吉傳

不破口左衛門傳

不破弓張倉

岡志摩代望家来

内孔行之助

第五之巻

不破會速見

不破東州寺伯母尼 孤子お弥倉

孫金三郎到赤尾

小山宗三郎

孫金三郎大星明神武士 大井遠久田所田三郎兵衛

諸士平城雑散

諸士妻子岩脇定弥

大星寵妾袈裟

大星弘法士明本公

山科孤屋本由

第六之巻

大星之國者十件

伯州の農民大星ゴ國と称く国

大星山科より家宅を移る国

都瑞香院築墳墓 作者国

大星又ゴ喻全之

京近在藤倉下向

大星逐藤倉

早野勘平生害

師直同者之京師 る師直を捜る国

大星伏見遊里

大星歌舞樂書天井 大星花街戯相

第七之巻

大星力弥連又

大星妻女離別し国

大星彼岸まゐり様弥弱

加頭長助傳

加頭与茂七後又し志

大星密斗 毛衣下向藤倉

毛衣弥五郎傳

漁宣軍平右衛害 毛衣弥与三郎と国

毛衣入師直屋中

国貴浪家馬藤裟与江乳母

第八之巻

山岡義兵衛妻義心　山岡が後家婦と操堅固
浪士神谷源大星　浪士神谷源大星
菊田道松刃孫倉
武森不破弥太郎
堀井原之勘義
浪士森會丸山　丸山の図
寺井玄庭宅東行
近藤小山留大星　四條道場の図
大星父子乞家財
天川屋儀兵衛傳

第九之巻

大星力弥弓孫倉
原宅雷門先毋自害
大星軽女と苦服
不義士并大山田道全　小平太医電の図
大鷲師匠が私宅　多術師匠がお行と伺の図
松村宇太夫刀の研と試
大星訪る貞後宅
浪士泉成寺に於て評定
浪士三ケ所出立
温純屋敷浪士本會

第十之巻

大星二国格勢揃
諸士押入師直牛中
諸士戦師直家士
諸士勇戦島江討死
塩井大蔵忠義家
加賀权戦左田傳右衛門
塩井夫婦勇戦
諸士血戦
諸士雑部屋達本屯
諸士揚凱市国
諸士敵門国
板村半左衛門一番注国
扇下先無戦国
女房屋国章国
諸士敵入師直陣中国
大平蒲力弥奮戦国

総目録終

繪本忠臣藏一之巻

目録

発端 奉幣使鶴ヶ岡参向之図
塩谷又市郎初る遠舎人家登営之図
高貞師直和一軸表伯
塩谷判官饗應司伏蒙る
桃井若狭助怒師直

加古川幸能智伏師亟

る員師亟指揮とも　る員師亟と慈し圖

桃井塩谷右異見

行山陳主君

建長寺役師亟詞る員

塩谷判官餐進刃伏幸ぜられ若年と称る圖
塩谷判官建長寺の名坊と一変上祝理する圖

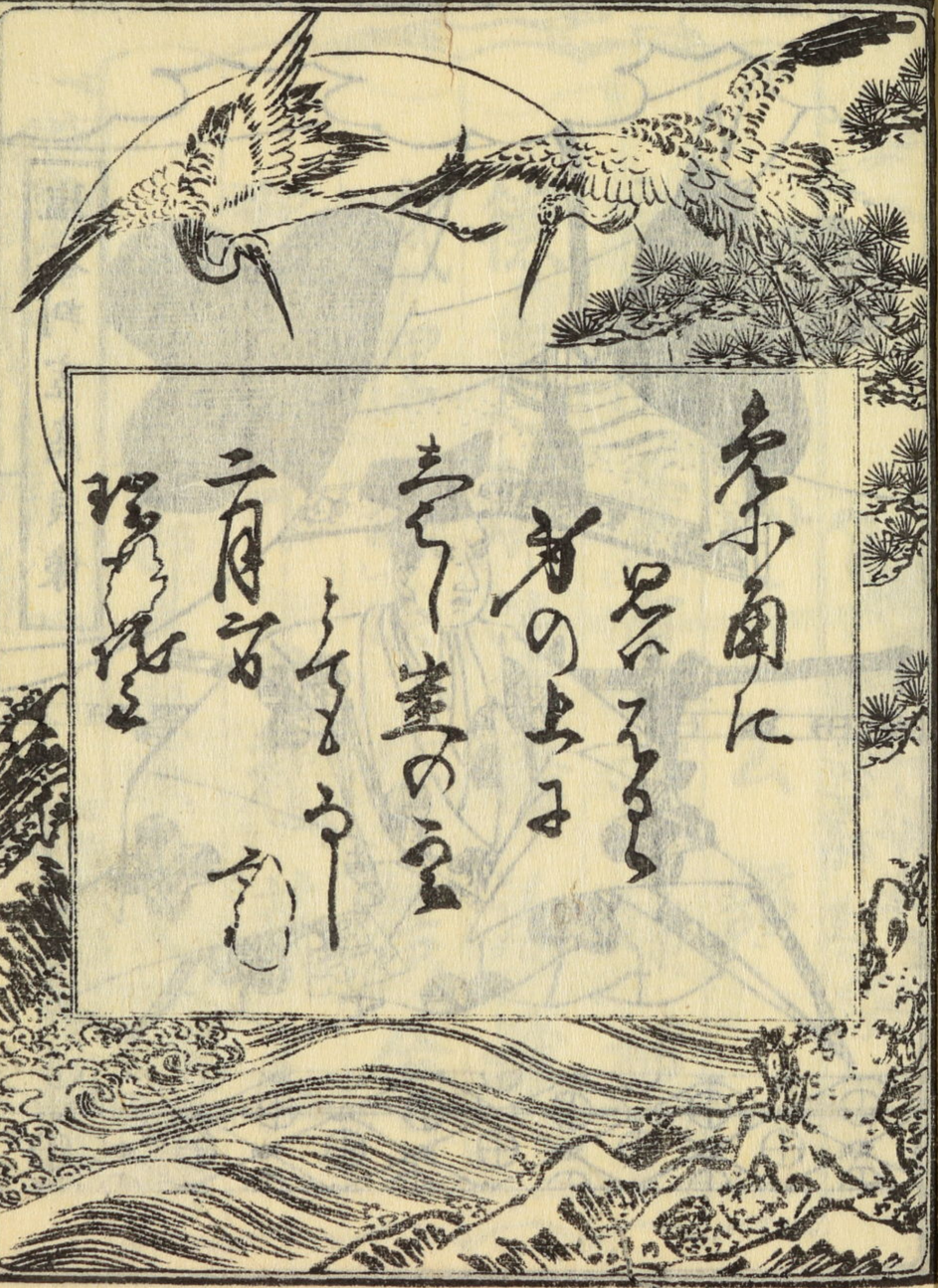

源高貞公讃

良侯愛直亦嫌横
德恵能治播海城
城裡怨災皆捨命
報仇千古糺英名

堀部氏藤原良定

源師直公讃

麾下惜哉有忠臣
諫果沒國共滅身
畢竟計彼乎吉賢道
河内國名濃氏人

江州臣士藤原忠良

讃

暫入山科不失時
深謀掌膳憚人知
君讎遠報江東外
名逐武門為永規

京東隠士清原宣言

大星由良介の傳

其先田原藤太秀郷が末裔にして秀郷東夷征伐の功ありて下野国
石山の南郷を賜はり大石郷と云ふ其子孫世々其地に住して号を
大星と称す治承の末に倉の宮が義を挙て清盛の優河と戦ひ連縁て
其地を追はれ今を去ること代々紀州と称する方へ移り二男手をつと仕て之を通ずし
年を経て武功の誉を顕す遠く松軒に隠て終を名と称し
世々の後住へ移りて遠く身を隠すと別れて大石郷の門中村な
住人名字つがふ村城州伏見に住す天性正家と
嫌ひ武勇を好む家の財産八幡山と近て藤倉の辺に求て
地を買ひ住へ名を松寿と号して年々ちりぬ世長と乃へて名を
内義介良助と号す其人武人の誉を失ひ武名世に聞へ
君恩を辱なくして家の零落し家の数あり老て

地を分の執権職にかれり之を良介が祖父良秀と云ふ
妻母と共に父の家を継ぐ始め松門と称ず二男孫六三男伝兵衛四男孫五郎
三男六郎山の名を継ぐ四男を徒家と云ふ
すべて松門中年を経て孔人嗣子なく乱絶傳人田之馬が未子を門に
家を継しむ其年世に良介が家と称して住家の執権と
成り世々民を平遍の恵分を以て其徳に応じ其恵を
其世を養恵忠義勇猛文武二道の人傑にして下民を慈し温恭にして能武
を兼て歳々に忠義の誉を挙りて名世に聞へ
今之の徒を聚めて弓と摩弁を作り
授まべ武と斗て勢異に其勇猛
皆奉ること有すなを英名海内に表し後世忠義の能執に其年頃
家の後方の二口なり

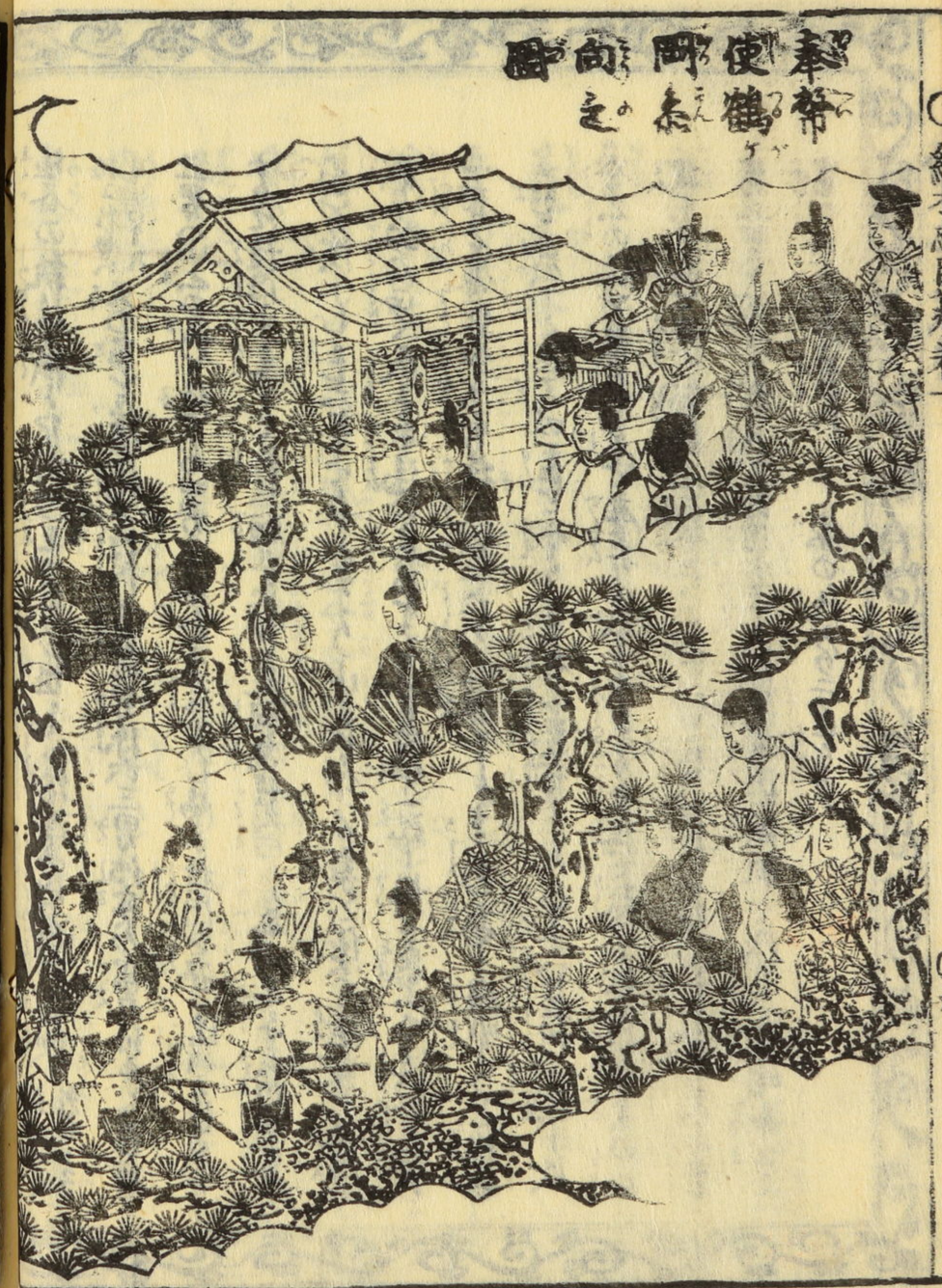
奉使鶴向
帝の表を

繪本忠臣蔵巻之一

發端

夫仁者天之位也義者地之道也明君能仁而保國家忠臣則義而守社稷苟非志不能人遠人也非義不能制人感人也且君又之無帯与其戴天共之也粤に後醍醐帝の親將軍之刑尊氏の御代に當て伯耆赤尾の城主塩谷判官高貞の長男石堂丸とて四志の少年に依て其の忠勇百年の今に至て響く世に貴てたふとき其義烈不感ぜり抑其起りと云るに塩谷判官高貞が先祖八尾谷憲貞弟紀伊守の農民弥平兵衛と云者なり後文の名を継て弥平兵衛永氏と云人壮年畿内に遊び後英雄の主となりて勤無比類武て二男二女共に幼なる永氏と文の源氏

繼て二男重永に家督を譲り隠居となりて仕合よくしかるに時永氏と塩谷氏と婚姻を成し武文小者共に智勇兼備の人成が屢之者にして一城の主永氏の子重永也永氏の子友永其子の利貞なり貞の名又弟一郎の時人の家督と成後之濫觴也軍に出自是(有)ぎる家に相并妻なりと後へ家に帰わり所業道場を開人業門にて繁盛一生を終所自是人相者へ利益を貪し名を世に知り夫より門葉の法候一対面せんと永家の門の縁例と成れる所に永家の高名高のところ三人わり家柏にて老弱にて永家の上席大欲不道の悪人なり又弟に負て門葉の人なる八今日所目是(なり)塩谷が家代代也と無二代の子孫て法候の家と貴しへ少分に親族林の流也氏人永家の奴実式方ばかりで切者なり

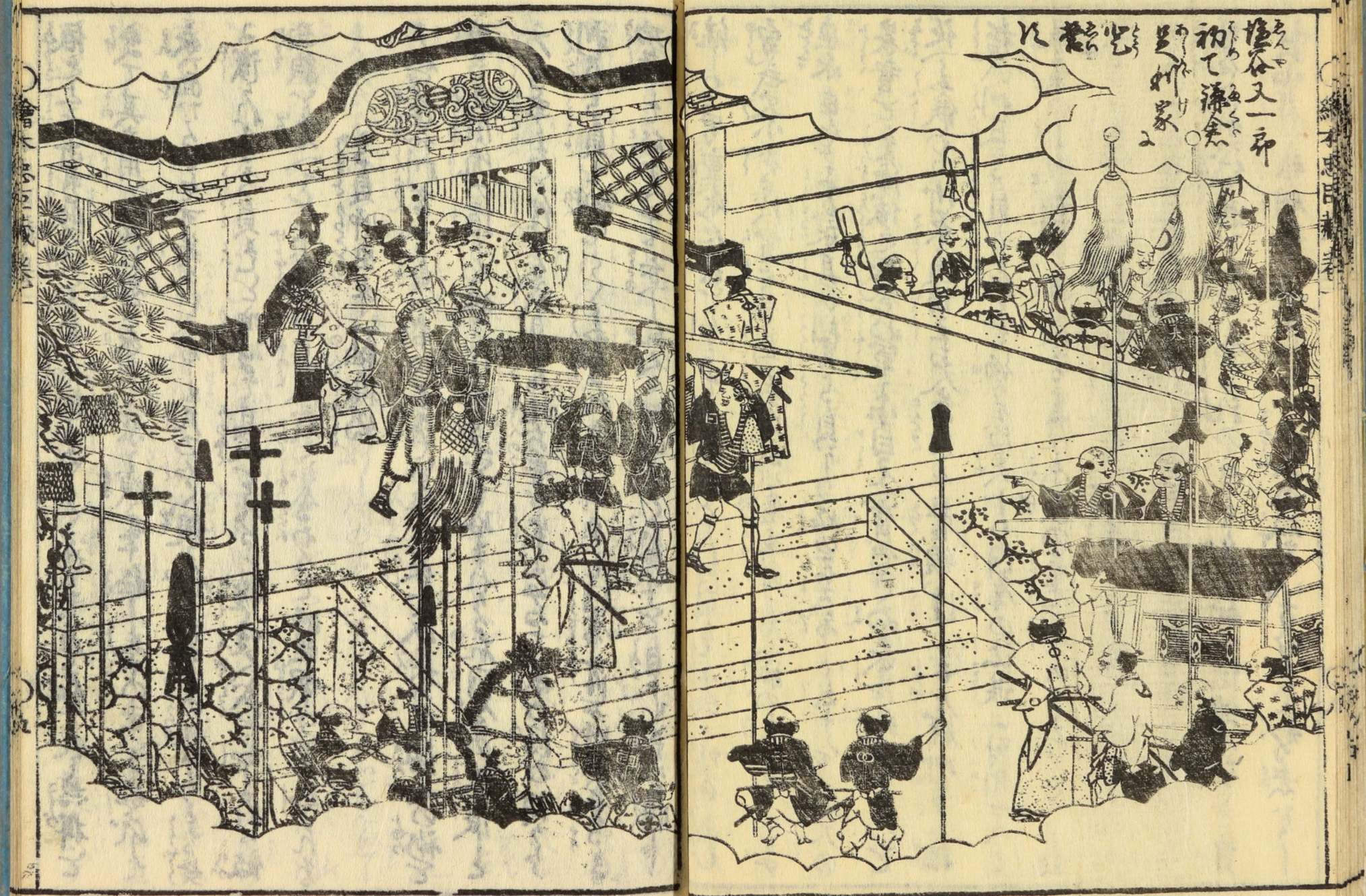
塩谷又一郎
初て藤倉
見物家
光
義
氏

倭之上方術其節の作と為る物のごく老どもて教と指揮と
受て其大用と勧む故て家ぶ演事経素の事とも知べて
家の面なるこて可笑れ人事もたのめく親しみて井の中の蛙なりとも奥
と謂ふるる貞之と戦竹て其人と入ること難達人武と知ること能
面類と云へてで下城りこと後度こ合わりて師匠秋のことを知れる
る貞師匠平二軸真伯
これば塩谷判官る貞人常に武勇こと好く家士武を集めて剣馬の術と
勇こと風流の道も深こと学ばれる花月雪の宴と
度こ事こ僅る武日出花れお寺ら宅こ来るて茶の湯の折ふ
利反る貞も例のごくまちんるの師匠九月雪が師匠色ること
功若こて塩冥利も無し孔人こ師のごく教ひと目と勝ド

家柄こ云いづくもと事こ有こ人ど足令下ばるの書ありき付小肥おる知わ
法師が一軸とおしあ人の射そとふ仕る八武氏左方より武一軸と掛物
なりと茶方へ掛茶筅せりこ来て法師が墨跡と遠ひ人と
雅こ人伯茶こする。茶筅こ其こ伯と定ちの人色しく掛おる花
色と掛さ見るる照月の二字わり付こ師匠他の間と待ずしてきれ
名人武こ表所の月ど茶事の絵こ形一何の影こ心中こ色と
茶筅の茶こ伯の茶色こ来ずこ事こ幸ひ伏ふ礼名」ど塩冥の間
とおし皆ろ人もなりしが塩冥利官る貞師匠こ向い深こ光の光ち
遠こ色ろ人こ月が事光のる砂こ細直こ見詩れ山一軸こ茶
事こ人こ沈こ来形こ人こ社こ宮下れて塩冥こ茶ぜる師匠
色と笑て推茶こ知ること面こ教こ若こ茶倍こ下る人塩谷氏ど

久堅谷
貞
高師直
行
墨流
の
志賀
伯と
和人

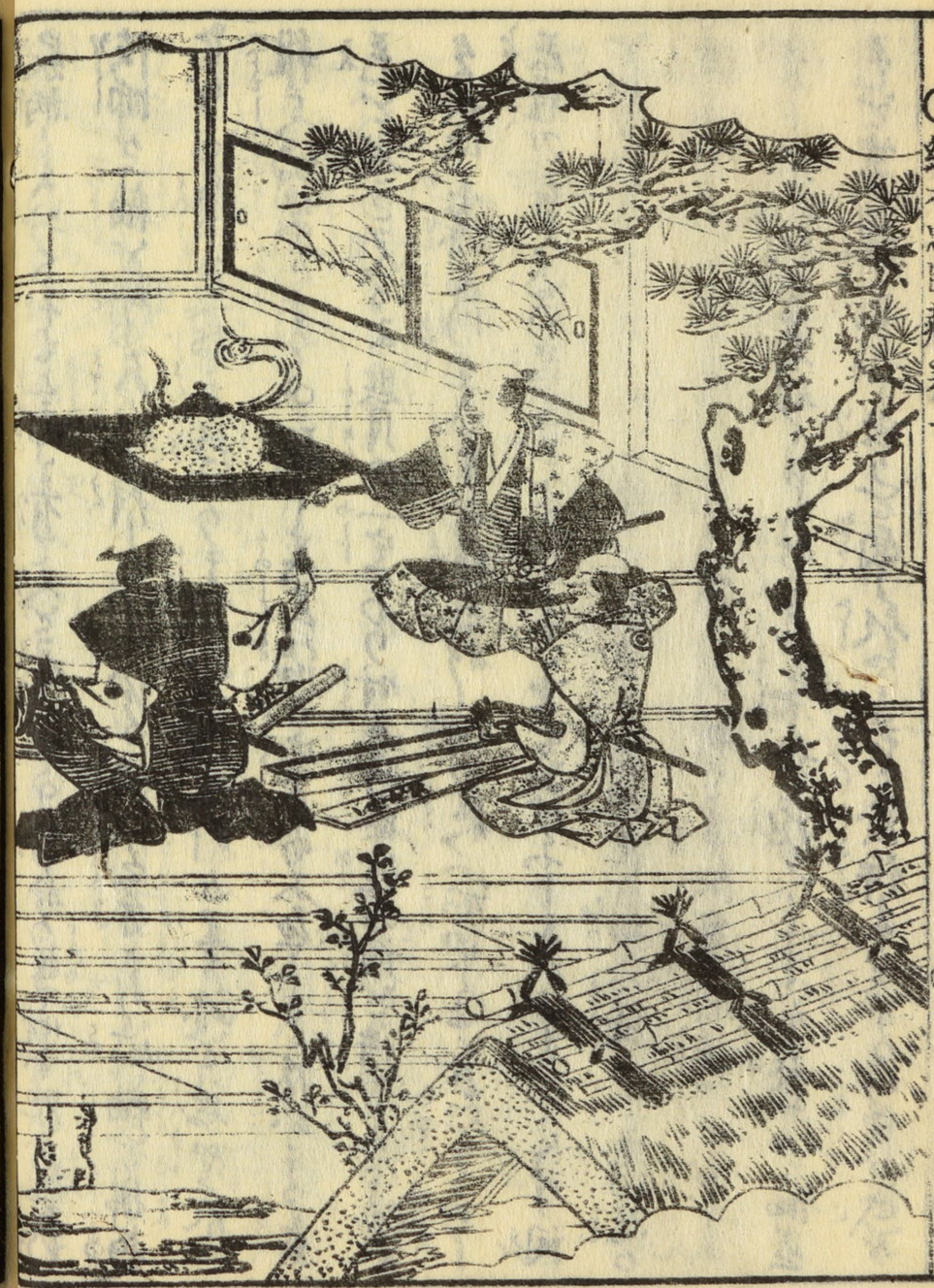

永富春翁くすしの名高くて、その目利にかけては、
ぶしぶしの目利にて、何ぞ、その春の夜三度、又、
沙汰なし、可笑、かしこ、虎吹、ちらと見て、強て、
見つけ、ものしり、師匠、ちと、連歌の面前、止めて、
目利、見て、年寄、而、と、又、て、月、成、ちら、天、
拾、照月の二字、月、拾て、照、と、詠て、賞、れど、
月、歌、て、照、と、包む、照、紙、云、時、必、月、と、包、
絶、絶、二字、と、云、て、照、月、と、書、社、掛、
字、と、書、くる、河の四、師、直、かく、打、笑、
目利、紙、と、知て、一、拾、と、知、ん、ば、
ぶや、武、者、何、も、入、魂、連、流、ば、若、

とやらんば必ず恥辱とおもふべし。連歌の順が有るは水の面に照月逆と数へ、月逆と数へ、秋の夜中、成り、色、有、拾、
逆、ら、月、逆、ら、ると、又、育、と、
ら、ん、ま、先、に、有、ら、も、上、の、拾、
又、兵、有、ら、毒、月、と、思、れ、ら、
知、成、三、三、に、又、毎、日、の、月、逆、
付、て、縁、る、月、上、の、照、月、
ひ、げ、ふ、ら、ぶ、そ、う、の、師、連、
ぬ、ぐ、ら、ん、て、其、日、に、車、形、相、
成、氏、が、面、に、付、て、歌、ら、ぶ、
塩谷判官蒙答返歌

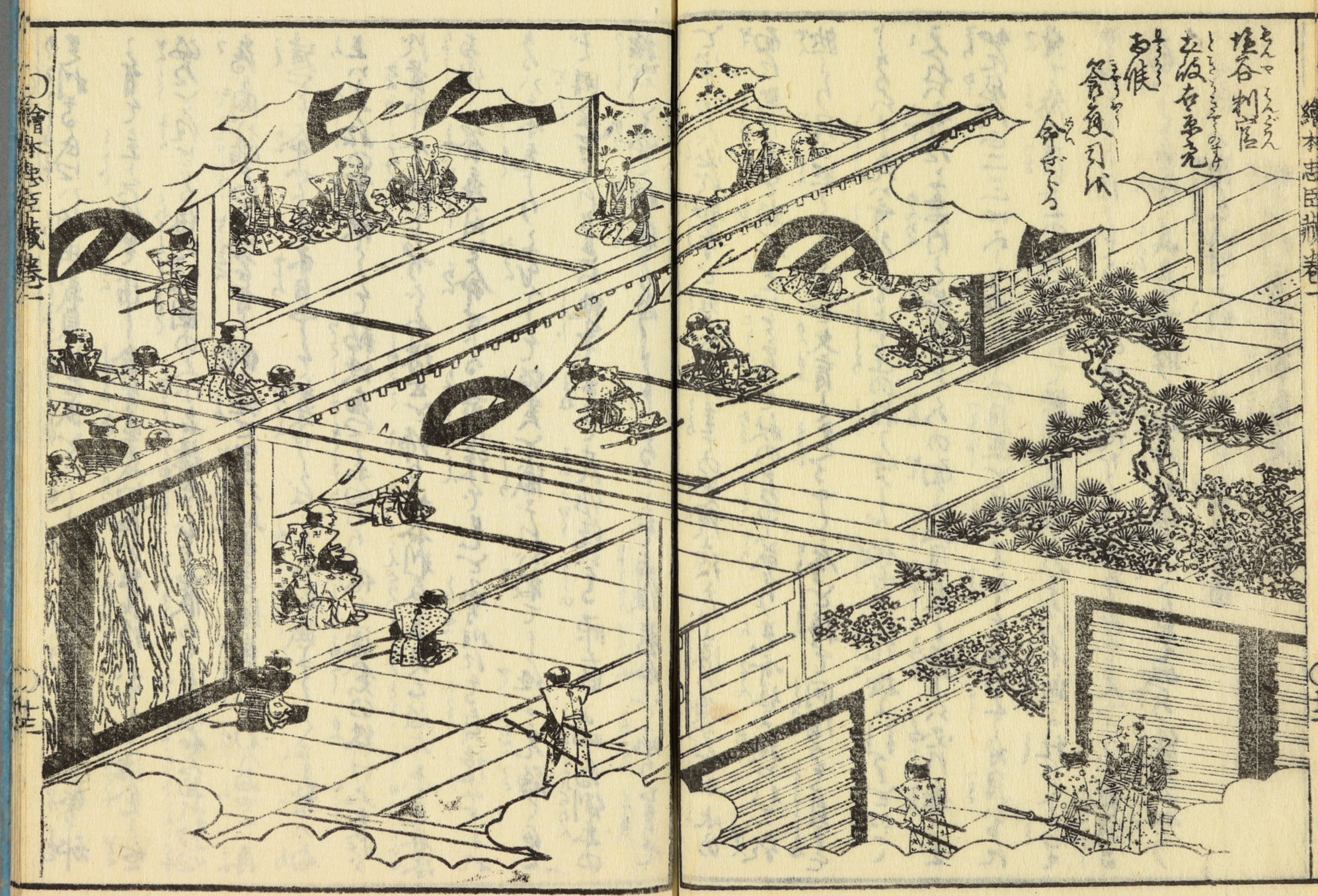
塩谷判官
大石内蔵之助
吉良
命ぜられ

見れば氏は新田義貞の補佐成と云へ～征夷大将軍の位を受り給
ふて主従の礼を厳敷ふ～金牙壺義知と云ふ仕りかゝて塩冶
殿と云ひ仕る侍之伝国の太小名塩冶殿ゟ頂戴ゟ遠ゟ有り～例ゟ任せ宝祚延長武運長久と祈念ゟ再
建ゟ命せよと云日中て未せ～ば～ゟ厳敷ましく仕る帯の名
上い来れの実体ゟて勅使ゟ向ゟ有り侍之塩冶の役ゟ仕ゟ
代官中ゟ浅野内匠頭ゟ伊達ゟ弟ゟ仕ゟ未ゟ参
ゟ饗応ゟ命せゟる饗応ゟ仕ゟ時ゟ高ゟ貞ゟ饗応ゟ
ゟ来ゟ上ゟ仕ゟ実ゟ儀ゟ敷ゟ仕ゟ
ゟ遊ゟ仕ゟ様ゟ様ゟ本ゟ其作法ゟ師直ゟ問ゟ例ゟ
ゟ仕ゟ相勤ゟ仕ゟ饗応ゟ命ゟ取ゟ仕ゟ

ゟ仕ゟ時ゟ師直ゟ
ゟ対面ゟ仕ゟ作法何用の指揮ゟ仕ゟ饗応ゟ有ゟ貞ゟ
扇ゟ不ゟ取ゟ家老柏井安左ゟ義ゟ法ゟ多ゟ不ゟ用ゟ
ゟ世ゟ様ゟ仕ゟ言ゟ氏ゟ清廉ゟ仕ゟ腹ゟ仕ゟ柏井安左ゟ
ゟ上ゟ不ゟ満ゟ者ゟ多ゟ制ゟ彼ゟ用ゟ何ゟ塩冶ゟ
ゟ帰ゟ行ゟ相撲ゟ所ゟ音道ゟ有ゟ様ゟ仕ゟ清廉ゟ法ゟ
ゟ様ゟ仕ゟ貞ゟ其ゟ日ゟ師直ゟ紙ゟ対面ゟ有ゟ
ゟ饗応ゟ作ゟ参ゟ仕ゟ未ゟ其ゟ場ゟ
ゟ遊ゟ仕ゟ実ゟ未ゟ上ゟ
ゟ相撲ゟ仕ゟ

毎日を養育て稽古をしかしられたるこそ負ふと言へて師匠が筆を
おしすてゝ執筆ハ下されたまへバ彼の者の心揃をへ其の氏の下さるゝ也を
雖毎日の其稽ハ宜しく代出席候の間必二度斗りも海汰あへて貌る
ぞしくましれたまへハ其負手相の如く見えある師匠是にとられける
故て京家の於て家指揮の外にわだ事を指画て何ぞ傍人を見て
斗かれたるこそ当惺成といふれしハ元祖の端しぞ成ける

桃井若狭之助怒る其氏

盖に若殺右衛門ハ饗応司の作を蒙りて直に師直が身へ教を
備給の殺を受されしこと殊にお年寄ケ岡造営の砌桃井若狭は
此任に預り時師直ハ其光を勝し若輩の若狭を取く侮り嘲へど
譜の家臣失礼あり桃井がもと性短気なれバ大きに怒りてある夜光伯
加古川本蔵を呼びて密にかたるハ師直が家従日頃に十倍し恐をと
犬馬のごとく此家老主従恩威猶し明日ハ師直を討果し鬱憤をはらさバ
思しかば其怒り六府を貫し伴なれバ本蔵是を聞てたちまち驚きた
強て諫んとおもへども其の用ひられざることを悟り初てわかりしハ後の
ごとく武名の為ひもあらバいかにもなく捨がたる思し其跡のことハ承りし
是も我斗ひにかんとぞ言上する依之若狭之助ハ宵より其用意有
てやすらで待ゐたり加古川本蔵ハ其夜直に黄金三百枚を
目録にしるして吉良式部が館に持参し師直へ送る事を差出し
御役中御指揮に依て今日迄恙なく相勤め明日ハ大切の日に候へバ
別して御引回しを願ふ旨を述彼目録をさし出しけれバ元来利欲の
大きに悦び殊に御竹塀のまでも明日の式を丁寧に教て御指揮

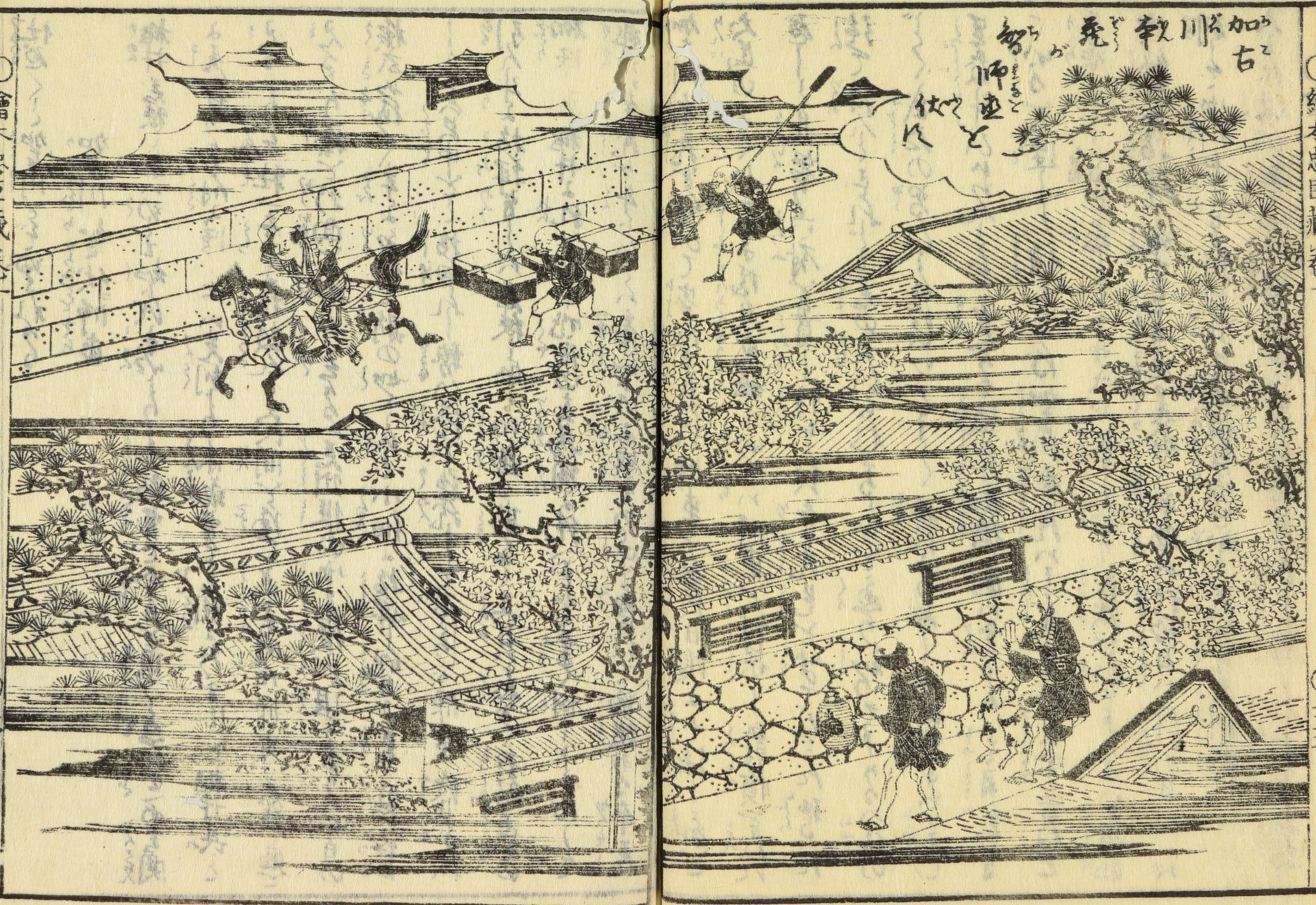
加古川軍兵衛が
師直と
仕ん

仕ふる加古川でござりまする

加古川智伏師直

桃井若狭之助は初めより師直が兼て今日を限りと思ひ定め玄関
に居ると聞けば則ち先刻より玄関まで出迎へしまで桃井其と
思ひしに社一寸刀に指殺さんと次の間に控へ直ちに師直若狭之助が
来るより挨拶と打かけ今日は尾州候の御名代刻限に遅り今日の
儀式相済み半ばに到りて斯の如く小細に指揮し昨日に変りて懇ろに
しなし出中にて指南せし勢ひは偏へに本蔵が謀りしかば師直
引へ斗に指揮有しは若狭之助も切歯る斯かく其日は恙なく相勤め若者の
御前退桃井に礼を述べし昨夜の贈物綱に従へて座を退く謝しと居して
桃井は本蔵が斗にひいしは後日代不思義のを思ひれて何続ある本蔵

玄関に出迎への何気なき風情にて昨日は何もて御無礼をと申したりしかども
扨彼が権威を怒れるにひとへて来られしは若狭之助の面目を失ひし風情にて
されども是よる抜氏たる我より先に出迎へ玄関に待ちしとはただ一刻も
思ひしが彼に憎る小家の面をかけれども奥にして指揮許すに随ひ
ごくなせり傍之数さん移りて已に武士の二度二を恥きのなく
憐れ重の御家に手段つきまる贈物のみをさる彼もまた本因果の筆本とて
こう有るるれ本蔵は涙を流し主家をもつて彼師直が今を限りに送る命をいさぎよく
知行晩度目録を以て彼等に送りし小事にまぎれて今日の恥を
御家の恥をかゝせじと相手も人へ若狭之助は謀ることも知らずして
本蔵が斗らひを思ひ希代の忠義を以て此殺をとゞまりし
かるく主従家の忠臣本蔵を嘉して賞し事かれども恩に報ひる

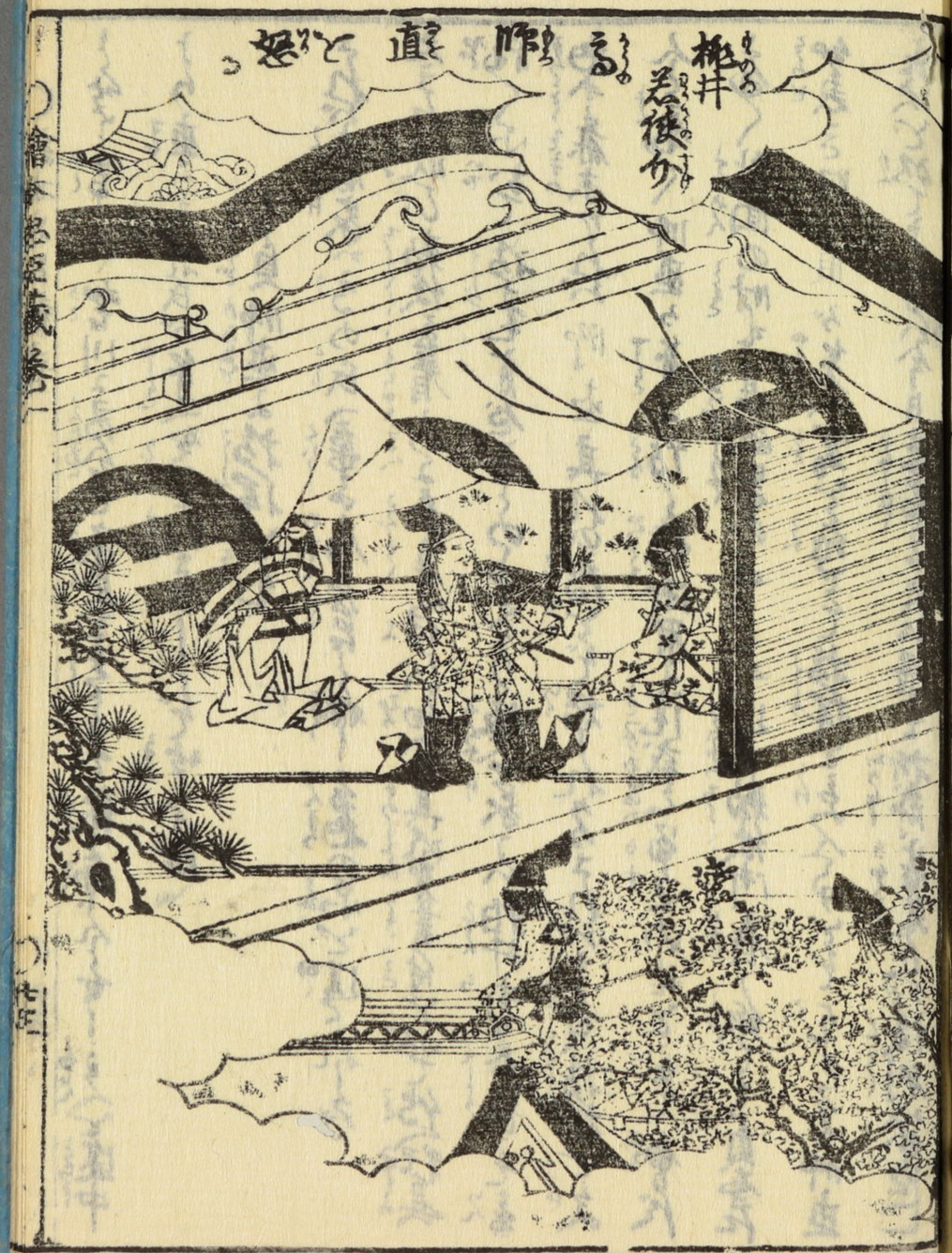
桃井
若狭ノ
助
直
と
姫

[illegible]川之丞[illegible]家臣[illegible]
より座[illegible]氏が第[illegible]
[illegible]師直より拵[illegible]

これぞ[illegible]家に[illegible]の氏[illegible]
[illegible]
[illegible]師直[illegible]
[illegible]
[illegible]師直[illegible]
[illegible]
[illegible]師直が[illegible]
[illegible]

[illegible]時と[illegible]直が第[illegible]
[illegible]
[illegible]師直が宅[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]師直[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

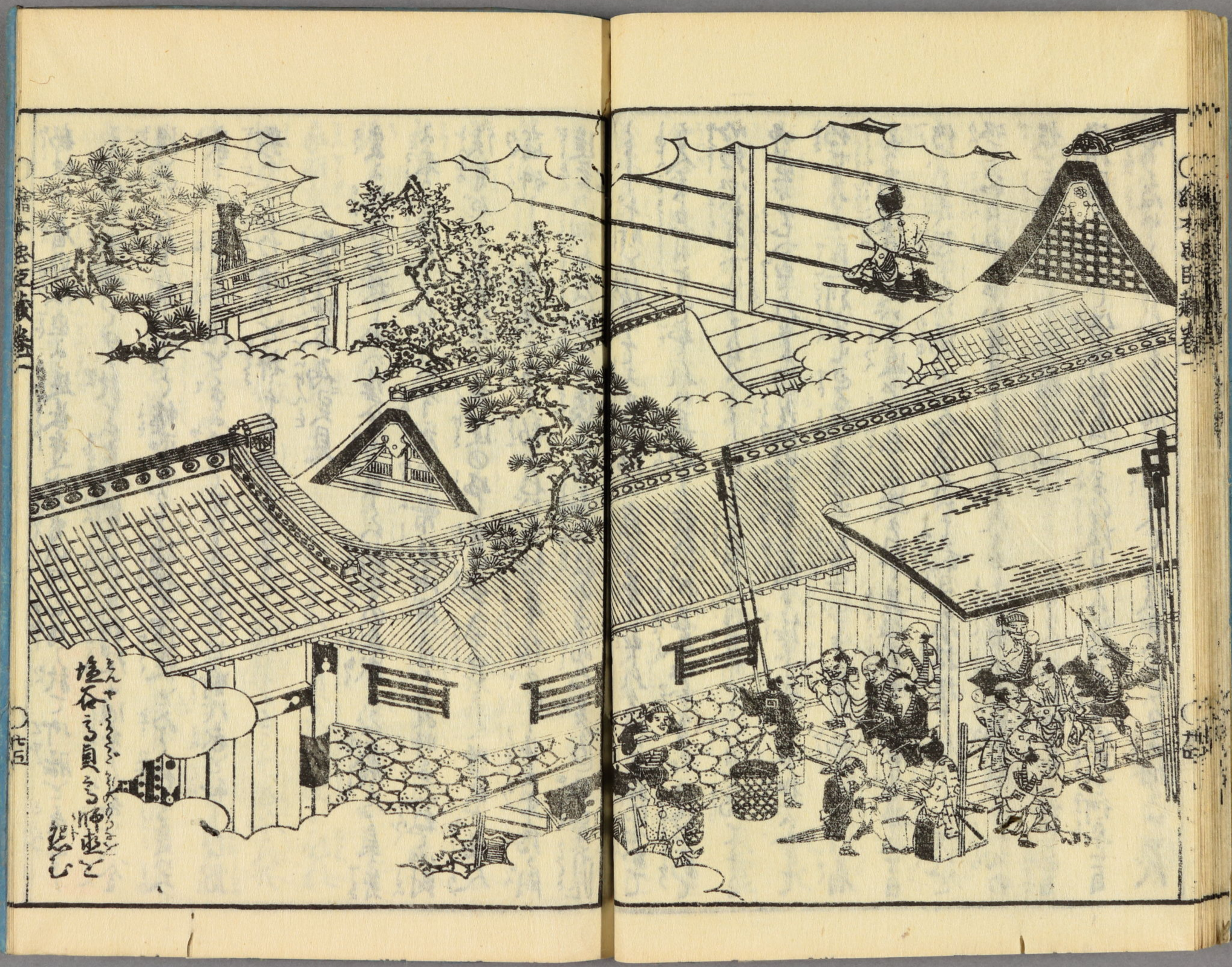
塩谷うら貝うり師屋と恐じ

勅使御着の後直に建長寺へ出入有し時宿坊に於て御膳を差上けり
されど是に酒掃のことに於て不足ある饗応も有し其料理に過分の入金
銀といへども是に依て有しずして饗応の御馳走を為く難すゐ是ハ余
家かしても書き金銀を手に握するなれバ是を諭し家を恥しめ
難しむれバ憤りを持てぞ沖しまいける

桃井塩谷為見

実に桃井若狭之助ハ塩谷判官と同しく断合の饗応しべき時に是を勤
に参り宝蔵にしれたる今度帰役御用有る時師直へ数々申し対
談有べしと其え更に建の時を背と以て此の事とし師直が為人
姦佞にして其職に傍り勤を兵べ専礼の挙動多し往古来より闘
争の御無変彼人に護せしが未だ殺すのみ命を亡し多くの殺己に打謀
みたるを見たる心を家臣加古川本蔵が料とひを以て此の議を先
だんじ後に是を考へたれば誠に一命の怒りを軽んじ此の忍そのせ
ざる事を彼が為に往年礼にも忠義を尽さん者多けれの怒りのしみに
移る是に依て楽しめる少人に忠いてひたく彼へ命を難の場で於て彼を
得るも殺して怒りを移る事とハ是礼義にもひて主を諫り候一義にも
家朋友の為と思ひし事ども出来るなるべき貞泰弱直この数れ
親族の諫へ忘却して家に生と知て是を鄙しむことそ政よそれ花
き人れ誠へるべき仕ぜさんも文武士の先祖ひしもれとしれうき貞を他
果報ありして其不忠息達成る所が是を流更する将合しよ後ことそへ
幸を見ければ
斤山陳主君

早稲田大学図書

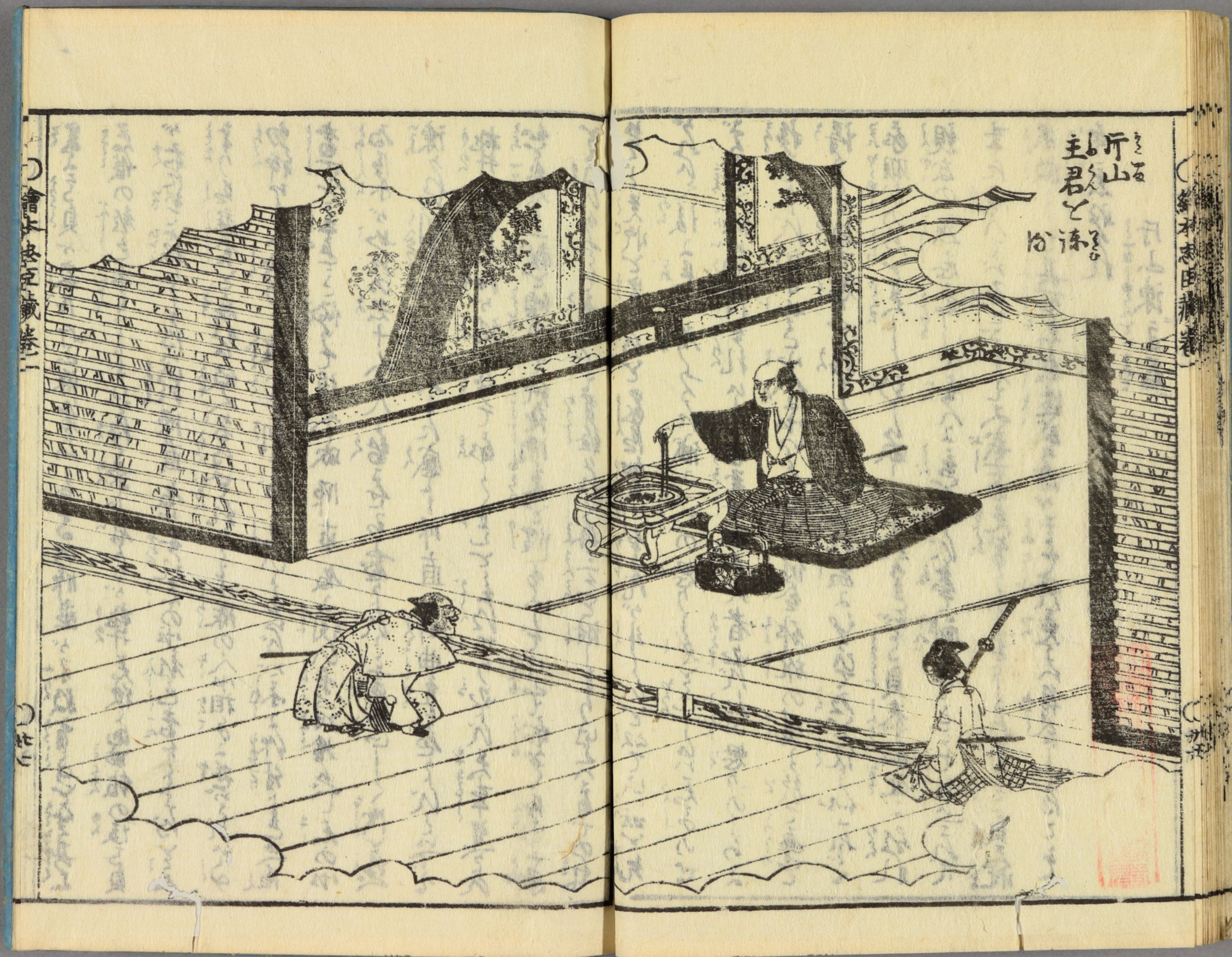
所山
主君と

寔に高貞が家臣片山源次郎といへるの師直が不敬有しことを聞て其主
主従の顔色平日たゞならざるを察し密に桃井若狭之助安近の館に赴て高貞
が死にむかへ病報にて詫ながら師直が不礼其の怒顔色常にかはらずと云ひ
主の恥を寝食を忘れ怨む故を思ひ給へるも小孫の人々相共に此事をぞ
勿論なりし然りとも雖も其を謝し侍るには及ばぬべくぞ申し上げ
当所ともにこゝに於て浪人の歎 師直侯に向ひ敵討捨ん是の如
為臣士が如此の其十人余人に誓ひせし事をいはんと言葉正しく其を述べ
塩冶判官殿が志を知りて盛んにして師直が奸曲悪を悲しみて
桃井が是見して深く謝してとくに然せりぬれば太平記に其一家
其交人に一献を傾けて終夜酒宴をぞ催しけるを斧も深く陰ひ一家
其月に向て悦んでも皆結ばれて再三之を謝しまりけり又は毎での儀
憂ひも有ざらんと私を安んじてぞ退出れ

建長寺供養師直参る段

時の元徳十四年三月十一日勅使藤綱卿を着せられ十二日足利家の営中に入御
ましく其日は建長寺に御参詣有るが高貞は師直が指揮に依て御掃除
奉りて参でも不入して桃井若狭の助貞胤が役を忍して当日役式日の饗応掃除の
美々令派を以て陸奥の勅使入御とぞ待れたる其外役方の衆元に営中饗応の設け
備へ小直垂小脱衣着し其外御掃除ありて上旬日庭前へ参りまで以て夜中の刻
上に調ひける高貞是を見て大きに驚き汗を流し狼狽まどひ案じて候の客
花美を儀りし是自己の不覚に師直が指揮をもて無益の事にせしに
又者は高貞に師直が指図に任せ甚だ損ひたりける高貞大に怒り
抑かく遠くに道を以て迷ひ夢を与へて師直が一柚の悪事を被らへたるならんと

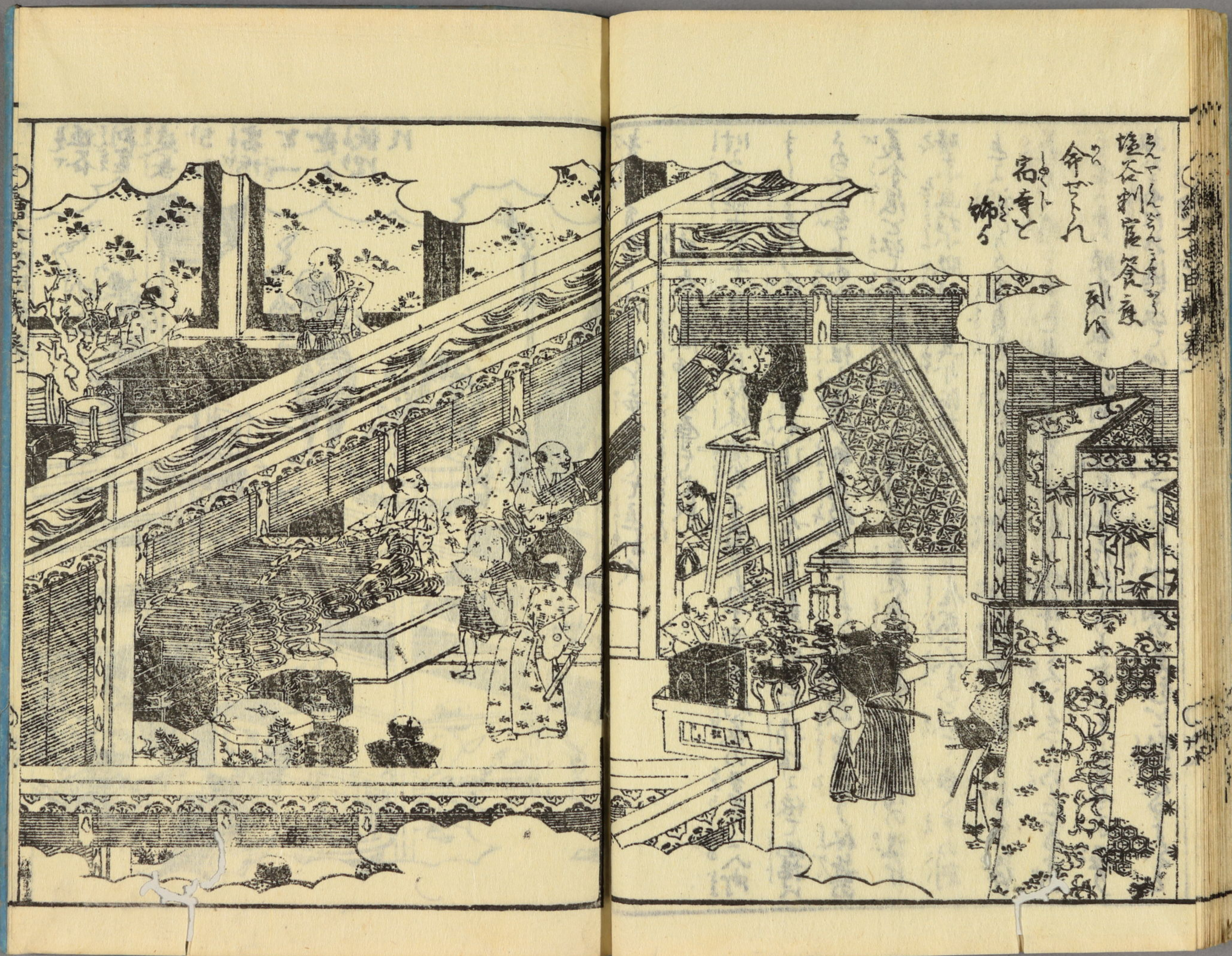
塩谷判官館
命ぜられ
宮殿と
飾る

江戸石
判官
建長
の
富場
を
一
夜
に
埋
し

憤怒胸にあまれ隠れなく宿所を設けしも翌日の未の刻より登営の
館二百余畳を与て接待の上座に若狭之助を以て執しむ2日に在ボ十人の雲
上人高家人の取次の百人余を以て仕立る程に其夜丑の刻に至りて御饗応の
役をば若狭之助に申付ける故に師直は塩谷が宿坊へ来て御饗応と懸て
と相守する事に入てこれを見るに御掃除奔走を為せしが凡ハ難ずべき所もなし
造作の数々幷に客殿に至り御膳の献立を取寄て之を見るに[illegible]
何事かや悪く山海の珍鳥を以て料理せり今日の中山御内の魚肉を
禁ずる御法に背きて料理仕立てたるは如何なる事ぞ再び思ひ直す[illegible]
饗人に相談ありしかかくのごとくの高遠なり勅使の御前へ御出ありてなく
用意あるべきに其上御掃除奔走して座敷の色を紙の継目[illegible]
而して家臣に付置て今限りとある事なく比度の仕方は悪く事が[illegible]

うあれりと詞を荒げ[illegible]怒ち顔色変じ師直が傍に居寄
既に[illegible]師直が[illegible]
[illegible]人[illegible]家来[illegible]
[illegible]師直[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]家老加古川本蔵[illegible]
[illegible]師直[illegible]
[illegible]桃井若狭之助[illegible]

もとゆびんまへ大こう成辞まく仮名のるなこと
見全くこと所ホロ不念ゝ仮ばかり頃ゝ多内ゝ相為ゝこつて遠ゝと
此りたれば想たらむ再ゝ見と訪ひれども用いざれば今ゝかけく其後ゝ
なゝこうたりゝいるゝ山夜遠ゝんが間と頼ひ病状と仮て師直ゝ遠ゝ見合
の一見ゝ有ゝごとゝん相井為ゝ忠ゝ義番ゝ仮て後ゝ師直ゝ邪曲ゝ偽ゝ
義ゝとゝ不ゝゝ立せゝん成ゝ事ゝ仮ゝり主ゝ

44535